

令和5年度  
第3回 福島地方最低賃金審議会  
福島県最低賃金専門部会  
議 事 録

日 時：令和5年8月3日(木)

13:30～16:50

場 所：福島合同庁舎3階共用会議室

出席者：(公)熊沢、長谷川、森谷

(労)大越、塩澤、高橋

(使)安達、金成、佐藤

## 1 開 会

(部会長) 定刻となりましたので、これより令和5年度第3回福島県最低賃金専門部会を開催いたします。

初めに、事務局から定足数の報告をお願いします。

(室長) 本日は、長谷川委員が多少遅れているようですが、委員の3分の2以上のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、本専門部会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

## 2 議 事

(部会長) それでは、これより金額審議に入りたいと思います。

8月2日第2回の専門部会における金額審議では、労働者側は50円引き上げて時間額908円の提示があり、使用者側からは、25円引上げて883円との提示がありました。

本日も、労働者側・使用者側の双方から、金額の提示をお願いしたいと考えておりますので、全会一致に向けて、各委員のご理解・ご協力をお願いいたします。

最初に労働者側より金額の提示をお願いします。

事務局は使用者側委員を控室へご案内下さい。

また、これからは非公開となりますので、傍聴者の方はご退室願います。

## 金額審議

(部会長) それでは、労働者側が46円の提示、使用者側が35円の提示というところで、4回目の金額提示の前に県内の状況について、双方の認識を確認し直すということで、今から時間を取りたいと思いますので、ご発言ください。

(金成委員) 今回、私どもの要望に応じていただきありがとうございます。

公益委員から趣旨はご説明いただいたかと思いますが、金額審議をやり取りする中で、金額だけでなく、それに加えてお互いの主張がそれぞれ違うにしても、やはりそれぞれの考えに対して、どのような形で認識しているのかという意見をお互いにお聞きするということが重要ではないかと思ひ、今回お願いしたという趣旨でございます。

私どもはやはり、現状の使用者側、企業側での立場での賃金のあり方という考えになりますので、3要素の中でも、企業は収益をあげて、そこから原資を作ってどのように分配していくのかということになります。やはり支払能力がないと、無い袖は振れないということになりますので、そういったところを重要視しているということは申し上げておりますし、そこは変わらないということが基本になります。その例としまして、今年度で言えば、企業物価も消費者物価の類ではない形で上がっております。今後円安が進んでおりますし、一時期より落ち着いてはおりますが、消費者物価以上に企業物価がとてもし上がっていて、これに苦慮しているということが実態でございます。政府も自治体も色々やっていただいておりますし、我々も価格の転嫁ということで、親会社をお願いしたり、消費者の方をお願いしたりということをやりながら、内部的にも改革等しながら、色々な形で対応しているということが実情でございます。企業物価も相当上がっていて、その苦労は経営者側も相当ですし、特に小規模事業所はその影響でどうしようもない状況になっているということを改めてお伝えしたいと思ひます。

今回の春闘でも、過去に例がない形での賃上げとなっておりますが、苦

労して何とか捻出しながら対応してきているというのが実態だとお聞きします。それは、企業の状況、規模、場所にもよりますし、業種によっても全然違いますので、一律ではないので、余裕があって上げているところもあると思います。でも、そういったところは少ないですし、苦労しながら何とか捻出して賃上げしてきているということが実態でございますので、そういったのが今回の春闘だったということも改めて申し上げておきたいところでございます。

今のようなものが企業側、使用者側として、そういった中で今回審議をお願いさせていただいているということをお伝えしたいと思いますので、その辺をどのようにお考えいただいているのか、ご意見があればお聞かせいただければありがたいと思います。

それから、今回、目安を示されましたが、40円という我々としては理解できないというのが冒頭申し上げたとおりでございます。そこまでいかないまでも、今回35円を提示させていただきましたが、影響率を見ても受ける影響の割合は16%くらいだったかと思いますが、今までにはない形で、多くの割合の方が対応せざるを得なくなるということになります。それ以上の額になった場合、相当程度の事業主にとって負担が出る、影響が出るということになるかと思っておりますので、そういったところを非常に気にしているという状況でございます。そういった厳しい状況になる事業所に対してどういったお考えがあるのか、ご意見があれば伺えればと思っております。

一方で、消費者物価が上がっているということはもちろん存じておりますし、そこに対して対応が必要だということは認識として持っております。そういった意味で消費者物価の率を算定の基礎に添えさせていただいたというところにあります。ただ、企業物価も上がっておりますので、上がった分を全部賃金で上げるということは難しいと思っております。そういった部分を踏まえてお互いに考えていかなければいけないと考えております。

(塩澤委員) 今お話しいただいた内容については、労働側としても企業側の状況というのは、春季生活闘争でも、関係労使の中ではさらに深堀をした議論をさ

せていただいた内容でもあります。当然、企業物価指数が上がっている、円安が良い方向に向く企業もあれば非常に厳しくなる企業もあるということについても話し合いもしますので、十二分に話をした内容であり、把握している部分でもあります。そういったことも含めて、今回我々の主張しているベースにあるのは県内の状況を十二分に加味した上での、連合福島が取りまとめをしてきた春闘の実情、金額ベースなども踏まえながら時間給に置き換えて、引き上げの額的な話をさせてもらっているというのが、今年の我々の主張でもあると思います。ここについては今日までの議論の中でも主張の中で理解をいただいているところもあると受け止めているところでございますし、当然使用者側の主張なども、本日の提示の中においても10円程度歩み寄っていただいているという重い決断も、我々としても理解しているところでございます。

とはいえ、我々も3要素を踏まえているという部分については変わりございません。企業においては、支払能力については、我々のベースになっているのは春闘の着地地点でもあります。さらには労働組合がない企業も多くあるということも理解しておりますので、そういったところに対しての情報の収集や、労働組合がある労働者にとっては、我々の議論のベースの波及をさせていきたいという観点もあって、毎年の賃金交渉の中で、臨ませていただいているベースでもあるということをご理解いただきたいと思います。

ただ、企業物価指数の推移というのは、2023年6月については高い数値から4.1くらいの数値まで下がってきているという実態があると思います。一方で消費者物価指数は高まっているという実態があります。

企業の価格転嫁ですが、春闘の議論のひとつになっております。大手といわれる企業もあれば、小規模の企業もございますので、大手に対しては賃上げしやすい環境づくりをしていくという議論は、多くの産業の中で連合の主導の下で行われているということをご理解いただきたいと思います。これまでの資料の中にも、そういった価格転嫁の状況の資料もございましたのでご覧いただければと思います。

(金成委員) ありがとうございます。認識の差はありますが、ご理解いただいている

とわかりました。

(安達委員) 企業の支払能力について話させていただきたいと思います。

最低賃金、3要素で決まるということで、今回中賃の公益委員の見解の中では3要素の中の労働者の生計費を重視したということで、今回私どもが3回目提示した金額はその意見に沿った形で金額提示をさせていただきました。ただ、使用者側としましては、企業の支払能力が一番大事だと思っております、稼げないと賃金はお出しできない、そのような状況で企業物価指数が落ち着いてきているとはいえ、エネルギー代の高騰が非常にボディブローのように効いてきております。地元の中小企業は非常に厳しい状況です。このような中で、商工会議所で統計をとった結果は、すべて価格転嫁できた企業は全体で500社ぐらいのうち8%ぐらいです。ただ、全然できていないかということそうではないです。ある程度できているという企業も半分以下ぐらいにはなっていると思いますが、全額価格転嫁できているという企業が少ないということは、上げられる賃金の幅が少なくなっているということです。信用金庫の調査でも、すべて価格転嫁できているという企業が3%です。企業の支払能力を高めていかないと、今の状況では目安額40円も難しいということが現状でございます。

今回の中央の見解として、非常に厳しいという状況も認めていただいているということもありますので、そこを考慮いただきながらお互いに歩み寄っていただければと思います。

(高橋委員) 昨年10月から858円ということで30円上がったわけですが、以降の物価上昇もかなり上がっておりまして、今我々が議論している皆さんについては1円も上がっていない状態です。その中で858円をいただきながら乗り切っている生活している方たちですので、その方たちにいかに物価上昇分を反映出来るかというお話をさせていただいているということです。

働く以上、労働対価として賃金をいただくということになりますので、その方たちが苦しんでいるということが本当に良いのかというところが我々の努めかと思っております。やはり笑顔で働けるような環境作りが非常に大事で、最近企業は人に対して働きやすい環境づくりに努めて、働きたいと思ってもらえるような企業づくりということにも取り組んでいる

のではないかと思います。そういった観点を踏まえて、お互いに苦しい状況ではぎくしゃくするだけになってしまいますので、その中でもどうやっていくかというところもあるかと思いますので、今日、色々な意見をいただきながら、そういった観点を考えながら歩み寄りをしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

(佐藤委員) 3要素のひとつの要素を重要視することなく、公平に扱って、その観点から金額を決めるべきだと思うのですが、その視点が欠けているという部分が毎年残念に思います。そのところを、国のほうもよく考えて中賃の目安にぜひ反映させていただければと思います。

今年度の最低賃金審議会に臨むにあたって、今年度の中賃のお話いただいた中で、言葉どおりであれば目安を下回る議論も必要かと思いますが、立場の違いで色々解釈がありますので、そこは触れても仕方がないと思いますが、ある程度目安が決まってしまうと、従来の流れでは、目安プラスの議論しかさせてもらえないというところもあります。今回の目安額については金額が出てきて驚いたのですが、国の考える金額、消費者物価指数に合わせる形で、昨年も同じですが、それを裏付ける客観的なデータがない中で、その金額については不満を持っているところですが、一度出てきてしまえばその金額を覆すことができない。金額審議をするに当たって何を考えればということで、一番は4ランクから3ランクに見直しが必要で、個人的にはBランクで良かったと思いますが、地域間格差がある中で、いくらプラスすればいいのかという考えではありますが、そうは言っても、客観的なデータに基づかないような数字は出せませんので、客観的なデータに基づく金額水準を目指して議論をさせていただければと思います。

(塩澤委員) 3要素を重視というのは我々も意識しているところであります。今の物価上昇やエネルギー上昇はこれまでになかったということもありますので、中賃での議論の焦点になったのは、そういった形なのかと受け止めている部分でもありますし、春闘の中でもそういう議論が焦点になっているのは事実です。エネルギーや物価、原材料費の高騰というのは過去にない状況下にありますので、そのようなところは十二分に気を付けないといけ

ないと思います。

価格転嫁の状況の部分のお話がありましたが、資料の中では材料費、エネルギーコスト、労務費になりますが、この労務費の価格転嫁については、これまでの議論の中ではしっかりと収益を出すことによってその要素が含まれているように思っておりましたが、今回ここに大々的に載ってくるというのは、変化の現れだと感じております。材料費、エネルギー費高騰というのはこれまでも価格への影響は大きくありましたので、ここがどれだけ価格に反映されているのかというところは労使で議論をしている、もしくは会社側から労働側に報告される内容でもありますので、この部分は注目されますが、ここに労務費というのが出てくるというのは変化点であると思っております。したがって、労働側も価格転嫁の状況の指標にしっかりと労務費を掲げながら議論していくことが重要だと思います。価格転嫁の状況が業種によって非常にばらついているということは課題認識でございます。順位付けされておりますが、下位にあるところに対しては働きかける、これまで以上にやらなければいけない、当然、下位にあるところについてはさらに経営状況が厳しいのだということは理解しながらも、大企業だけが価格転嫁できるというような話ではないので、中小・小規模事業所がそういったところにあるような議論を、労使の中で、関係する行政、場合によっては国に対して行っていきたいと思っております。

確認させていただきたいのですが、先ほどの消費者物価指数の変化というのは、今後のことを考えると、エネルギー・ガソリンは急激に高くなってきている状況であり、これは労働者にとっても経営側にとっても非常に厳しい状況になってきておりますが、この中においても、日銀短観における産業状況の推移データを見てみると、少しずつ先行きの状況が好転するような資料になっており、特に宿泊業や飲食業は低下の部分が収まるというような書き方をされているようですが、先を見た状況の中において、業種によって多少違うと思いますがどのような現況か共有できればありがたいと思っております。

(佐藤委員) 調べた限り、現在において厳しいところもありますが、県内の金融機関等の調査や資料を見てみると、ある程度先行きについては、回復傾向にあ

るとなっております。

(安達委員) 私どもの小さいところの企業のアンケート等を見ますと、やはり同じように売り上げや業況に関しては回復しているという傾向があるということは事実です。ただ、それが設備投資に向いているかということ、なかなかそこまでいっていないという状況が見えてきております。次の投資をするのではなく、今を乗り越えることに使っている、今までの借金の返済等に使っているということですので、まだまだ足踏みをしているという状況です。まだ時間がかかっているというのが私の認識です。

(長谷川委員) 私の思っているところを話させていただきます。

昨年度から学生を事務補助的なバイトで雇い始めて、大学は学生バイトは860円で設定しているのですが、学生の貴重な1時間の対価が860円ということに対して非常に申し訳なくなります。労働に対する適正な対価というのは858円がいいのかという疑問は実感として持っていたところです。

ただ、今回目安額40円と出たときに驚きを持ってとらえました。ここまで高い数字だと思っておりませんでした。その数字についても、結論ありきだと私は受け止めています。目安額が出た中で、それに応じない県はほとんど出てこないだろうということを考えると、やはり目安額を下回る金額を設定するという事は非常に難しいと思います。最低賃金の金額と人口流出の関係性はないとおっしゃっておりますが、そうだろうと思いますが、魅力ある福島県にするためには賃金というのはとても重要な要素ではないかを感じているところです。今年の1円とか2円の引き上げが、毎年の積み重ねになり、10年後20年後につながっていく、福島県の魅力を少しずつ高めていくのかなと思います。

(森谷委員) 中賃が出した目安額を見て他県も上げてきているという視点、それを全く無視する形をとれるのかという兼ね合いも含めて、一定の意味を持つ数字として見ていかざるを得ないと考えていました。それから、ランクが4分類から3分類に変わったことをどのように考えるのかという視点も必要だということと、3要素については、それぞれ認識違うところ、重視する要素が異なるところはどのように見ていく必要があるかということに



については、聞いていて悩ましい部分がありました。ただ、全国と比べて生計費をどのように見るか等の議論もあったところですが、そういったところで福島県がどのように全国として見れるのかという議論もありましたし、中賃では3要素の中でも生計費を重視するというような考え方が示されていた中で、福島はどのように考えていくべきなのかというところを考えながら聞いていたところです。

(部会長) 公益委員見解が必要な場合はその時に改めてお示ししたいと思います。

福島に暮らしている経済学者としてここにおりますので、両当事者の考えが一致しない事柄というのはたくさんあると思います。それは当然だと思います。その時に、公益委員として何を公益とするのかと言われたら私は労働や社会政策とか社会保障とかを専門としている経済学者として、その経済学が教えることということを公益と信じてここにおります。その中で思うことは低賃金問題というのは、賃金が低いという問題はマクロ経済の問題であると同時に人権問題です。人の尊厳の問題、先ほどの長谷川先生の言葉を使うと、1時間人を使うために許される額というのはその人の尊厳の問題に近くなってくるわけです。最賃というのは週、月の労働時間が何時間でも関わりなく適用されるものですから、週に5時間、10時間しか働かない学生とか、パートとかにも適用されるということを考えたら、それで暮らせるかどうかということを議論しても仕方がないと思います。そこまでくると1時間人を使うために払うべきお金はいくらだろうという、そういうことの問題になるのではないかと同時に思うわけです。労働者の購買力が高まることというのがGDPの重要事である個人消費につながりますから、マクロ経済的に重要な意味があるという経済学的な説明も可能ですが、同時に人の尊厳の問題だと思っています。

このタイミングで改めてこのような時間を設けたことは、とても有意義だったと思います。

それでは、3回金額提示をそれぞれいただいて46円と35円というところであります。一層の歩み寄りが可能であれば、お願いしたいと思います。労働者側の第4回目の金額提示を行いたいと思いますので、使用者側の皆さんは控室へお願いいたします。

## 【使用者側委員退室】

### 金額審議

(部会長) これまで労使各側と審議を重ねて参りましたが、労使の主張する金額には隔たりがあり、労働者側は45円引上げ903円、使用者側は37円引上げ895円でした。公益側としては、これ以上の金額審議を重ねても意見の一致が困難なものと思いますし、お求めもありましたので、公益委員見解調整案による採決により結論を得ることとしたいと思いますが、ご異議ございますか。

### 《 異議なしの声 》

(部会長) わかりました。

それでは、事務局より採決に係る規定の説明をお願いします。

(室長) では、採決に係る規定についてご説明いたします。

最低賃金審議会令第5条第3項(会議)で、「審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる」となっており、また、同令第6条第6項で最低賃金専門部会についてもこれを準用することとなっています。

なお、この場合、部会長は過半数の基準としての出席委員には算入しないことが妥当であるとされています。

(部会長) 公益側委員で協議した結果について、ご説明します。

「福島県最低賃金については、42円引上げて900円とする。」を提案します。

42円の根拠は、目安額40円に、本県では目安額どおりで引き上げてきたことに対して、東北各県、現在Cランクにいる県は目安額プラス2円、年によっては3円を引き上げてきた、それが令和元年から4年続いてきたという結果、福島県の優位性にかげりが見えているという状況を、これを一挙に回復するという事は難しいですが、そのうちの1年分として2円加えて42円という額になります。そしてこの42円引き上げますと時間額900円になります。経営者の皆さんの厳しい状況はよく理解いた

しますが、やはり最低賃金額が900円台であるということは、胸を張れることがひとつ増えるということでもありますし、若い人を含めて多くの人が福島県の最低賃金額がBランクにいるということ、そのBランクの中の遜色のない賃金であってほしいという思いは重視したいと思っておりますので、42円の引き上げという提案をいたしたいと思っております。皆さまのご賛同をいただければと思っております。

### 採決

採決の結果、賛成6名。反対2名となりましたので、公益見解の内容を専門部会の結論といたします。

次に効力発生日についてお諮りします。例年、報告書に記載の効力発生日については、「法定どおり」としておりますが、8月7日(月)第3回審議会で答申の場合、10月1日(日)法定発効の予定となります。

皆様からのご意見をお願いします。

( な し )

(部会長) 10月1日法定発効としてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) それでは、令和5年10月1日法定発効とします。

次に、報告書についてですが、「政府・福島県に対する要望」を記載することについてお諮りしたいと思っております。何か提案はありますでしょうか。

(佐藤委員) 8月7日の答申のときにご提案させていただければと思っております。その時に労使で議論をさせていただいて、提案を作ってお諮りさせていただければと思っております。いかがでしょうか。

(部会長) わかりました。では、そのようにいたします。

それでは、報告書を作成しますので、報告書ができるまで休憩とします。

( 休 憩 )

(部会長) では、再開します。

それでは、専門部会から審議会へ提出する報告書の確認を行いますので、事務局は準備願います。準備でき次第、報告書の読み上げをお願いします。

【報告書写しの配付】

(室 長) それでは、専門部会報告書を読み上げます。

【報告書の読み上げ】

(部 会 長) 事務局より報告書の読み上げがありましたが、報告書の内容で異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

(部 会 長) 異議がなければ、本報告書をもって福島地方最低賃金審議会に報告することとします。

### 3 閉 会

(部 会 長) 本日の専門部会はこれにて、閉会とします。

なお、8月7日(月)午後1時30分より第3回審議会を福島合同庁舎3階共用会議室で開催しますのでよろしく申し上げます。